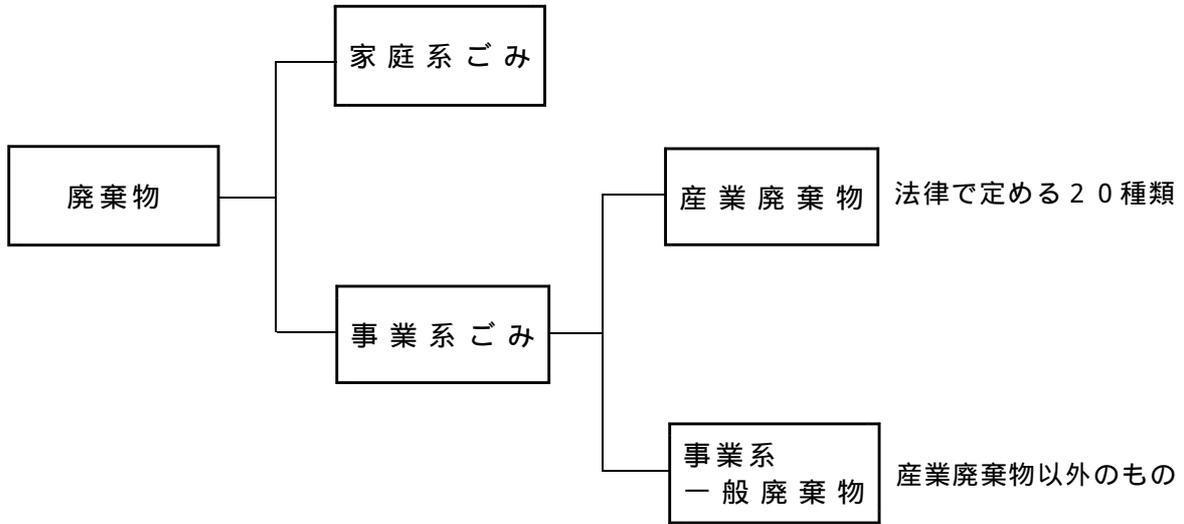


## 事業系ごみとは

事業所から発生するごみのことで、法律で定める20種類の産業廃棄物（廃油，廃プラスチック，金属くず，建築廃材など）を除いたごみが，事業系一般廃棄物（オフィスの紙，かんやびん，レストランの生ごみなど）となります。



## 産業廃棄物の種類

燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類
焼却灰，石灰がら	廃水処理処理の余剰汚泥，製造工程から出た汚泥	潤滑油，洗浄用油	塩酸，硫酸などの酸性の廃液	写真現像液，ソーダ液などのアルカリ性の廃液	合成樹脂くず，合成繊維くず，合成ゴムくず

ゴムくず	金属くず	ガラス及び陶磁器くず	鉍さい	がれき類	ばいじん
天然ゴムくず，合成樹脂くず	鉄くず，非鉄くず	ガラスくず，陶磁器くず，耐火レンガくず	高炉，電気炉などの残さ，不良石灰	コンクリート残さ，アスファルト残さ	集じん施設で集められた灰

紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	家畜糞尿	家畜死体
パルプ製業や印刷業などから出る紙くず	建設業や木業製造業などから出る木くず	繊維工業から出る繊維くず	食品製造業から出る食肉など	と畜場及び食鳥処理場から出る骨，肉等の不要物	畜産農業から出る動物の糞尿	畜産農業から出る動物の死体

## その他

上記のものを処分するため処理したものであって，これらに該当しないもの（コンクリート固形物等）

**太線で囲まれている廃棄物は業種が指定されています。**